

一般競争入札（条件付）公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札（条件付）を実施する。

令和8年2月24日

岡山県環境保健センター 所長 妹尾 安裕

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度環境大気測定機保守管理業務

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 契約締結日

令和8年4月1日

(4) 履行場所

岡山県環境大気測定局（25測定局）

(5) その他

この業務については、当該事業に係る予算が議会において議決されることを、入札執行、契約締結等の条件とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 県内事業者（県内に営業所等がある者を含む。）であること。

(3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「7 機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「1 計測機器」、格付区分がAであること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (9) 本業務を受託した際に保守管理責任者となる予定の者は、公益社団法人日本環境技術協会による環境大気常時監視技術者の認定登録を受けており、かつ実務経験が5年以上あること。また、その他の保守管理従事者についても、同認定登録を受けている又は同協会の実施する環境大気常時監視技術講習会を受講しており、かつ実務経験が1年以上あること。
- (10) 過去5年において環境大気測定機の保守管理に係る業務を受託した経験があること。
- (11) 岡山県の産業廃棄物の収集運搬業の許可（品目：汚泥、廃酸、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）を有していること。なお、岡山市内又は倉敷市内で積替え保管を行う場合は、管轄する市の許可も有していること。また、電子マネIFESTシステム（加入区分：収集運搬業者）に加入していること。

### 3 契約条項を示す場所

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1  
岡山県環境保健センター 総務課  
電話番号 086-298-2681  
ファックス番号 086-298-2088  
Eメール kanpo@pref.okayama.lg.jp

### 4 入札手続等

#### (1) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 配布場所 上記3の契約条項を示す場所に同じ。  
なお、岡山県環境保健センターホームページ  
(<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>)  
からダウンロードすることもできる。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

- ア 提出期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 提出場所 上記3の契約条項を示す場所に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法による提出に限る。）（提出期間内に必着のこと。）

#### (3) 仕様書の閲覧・配布の期間及び場所

- ア 閲覧・配布期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 閲覧・配布場所 上記3の契約条項を示す場所に同じ。

#### (4) 入札参加資格要件の審査

##### ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2に規定する事項を審査し、不適合と認められる者に対して、令和8年3月16日（月）までにその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記（5）ウのあて先に、ファックスにより、入札参加資格がないとされた理由の説明を求める書面を提出することができる。

(5) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの  
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 方法 「仕様書等に対する質問・回答書」をファックスにより提出すること。

ウ あて先 086-298-2088（ファックス番号）

5 入札の日時、場所等

(1) 日時 令和8年3月19日（木） 午前10時30分

(2) 場所 岡山市南区内尾739-1 岡山県環境保健センター 1階 第2会議室

(3) 提出方法 持参のみ（郵送又は電送による入札は認めない。）

(4) その他

ア 代理人による入札

入札に際し、代理人により入札を行う場合は、契約を締結する権限を有する者からの委任状を持参し、提出すること。

イ 入札書の記載方法

落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 入札の無効

この公告に規定する入札参加資格のない者のした入札、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

## 入札説明書

令和8年2月24日に公告した令和8年度環境大気測定機保守管理業務に係る一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に対して、仕様書等に対する質問・回答書により、説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 公告番号

環保第3082号

#### (2) 業務名

令和8年度環境大気測定機保守管理業務

#### (3) 業務内容

令和8年度環境大気測定機保守管理業務仕様書（別紙）のとおり

#### (4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### (5) 契約締結日

令和8年4月1日

#### (6) 履行場所

岡山県環境大気測定局（25測定局）

#### (7) その他

この業務においては、当該事業に係る予算が議会において議決されることを、入札執行、契約締結等の条件とする。

### 2 入札に参加できる者の資格

入札の公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 県内事業者（県内に営業所等がある者を含む。）であること。

(3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「7 機械設備等保守点検（情報・通信サービスを除く）」、小分類が「1 計測機器」、格付区分がAであること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者

でないこと。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 本業務を受託した際に保守管理責任者となる予定の者は、公益社団法人日本環境技術協会による環境大気常時監視技術者の認定登録を受けており、かつ実務経験が5年以上あること。また、その他の保守管理従事者についても、同認定登録を受けている又は同協会の実施する環境大気常時監視技術講習会を受講しており、かつ実務経験が1年以上あること。
- (10) 過去5年において環境大気測定機の保守管理に係る業務を受託した経験があること。
- (11) 岡山県の産業廃棄物の収集運搬業の許可（品目：汚泥、廃酸、廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）を有していること。なお、岡山市内又は倉敷市内で積替え保管を行う場合は、管轄する市の許可も有していること。また、電子マニフェストシステム（加入区分：収集運搬業者）に加入していること。

### 3 業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称

〒701-0298 岡山市南区内尾739-1  
岡山県環境保健センター 総務課  
電話番号 086-298-2681  
ファックス番号 086-298-2088  
E-mail : kanpo@pref.okayama.lg.jp

### 4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札参加資格確認申請書の配布の期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 配布場所 上記3の場所に同じ  
なお、岡山県環境保健センターホームページ  
(<https://www.pref.okayama.jp/site/712/>)  
からダウンロードできる。

#### (2) 仕様書の閲覧・配布の期間及び場所

- ア 閲覧・配布期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）
- イ 閲覧・配布場所 上記3の場所に同じ

#### (3) 仕様書等に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和8年2月24日（火）から同年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 方法 「仕様書等に対する質問・回答書」(様式第1号)をファックスにより提出すること。

ウ あて先 086-298-2088 (ファックス番号)

#### (4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

ア 提出期間 令和8年2月24日(火)から同年3月10日(火)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便、配達記録郵便等により、配達の記録が確認できる配達方法による提出に限る。)(提出期間内に必着のこと。)

#### (5) 入札参加資格要件の審査

##### ア 事前審査

入札参加資格確認申請書を提出した者について、2に規定する事項を審査し、不適合と認められる者に対して、令和8年3月16日(月)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この入札に参加することができない。

##### イ 入札参加資格がないとされた理由の説明の要求

入札参加資格がない旨の通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、5(3)ウのあて先に、ファックスする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

## 6 入札

入札に参加する者は、入札書(様式第5号)を下記のとおり提出しなければならない。

#### (1) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月19日(木) 午前10時30分

イ 場所 岡山市南区内尾739-1 岡山県環境保健センター 1階 第2会議室

ウ 提出方法 持参のみ(郵送又は電送による入札は認めない。)

#### (2) 入札方法

##### ア 入札書の記載方法

入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、入札参加資格審査申請の際に記載した契約を締結する権限を有している者について記入し、岡山県との契約、入札等に使用する印鑑を押印すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### イ 代理人による入札

入札に際し、代理人が入札を行う場合は、契約を締結する権限を有している者からの委任状(様式第3号)を持参し、入札前に提出すること。

入札書の住所(所在地)、商号又は名称、代表者職氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入し、かつ当該代理人(受任者)の住所、氏名を併記し、

委任状に示された受任者が入札する際に使用する印（受任印）を押印すること。

#### ウ その他

- ① 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者又はその代理人の印で訂正部分について押印をしなければならない。  
なお、入札金額の訂正は認めない。
- ② 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ③ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると契約担当者が認めたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- ④ 入札をした場合において、落札者がいないときは、直ちにその場において再度入札を行う。

#### 7 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

#### 8 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札に参加できる者の資格のない者のした入札
- (2) 申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

#### 9 落札者の決定方法

- (1) 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 入札者及び落札者の名称並びに入札金額を公表する。

#### 10 契約書の作成 要

#### 11 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

#### 12 その他

- (1) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (2) 落札者は、電子契約サービスの利用を希望するときは、落札者の決定通知後すみや

かに、「電子契約利用申出書」(参考③)を、上記3「業務委託契約に関する事務を担当する課等の名称」の E-mailのアドレスに提出しなければならない。

# 誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

## 記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
  - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和8年4月1日

岡山県環境保健センター所長 殿

所 在 地

名 称

役 職 名  
氏 名

印

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

## 電子契約利用申出書

年 月 日

岡山県知事 様

住所（所在地）	
商号（名称）	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
連絡先（TEL）	

契約業務名 \_\_\_\_\_

岡山県と電子契約サービスを利用して行う契約締結における契約締結権限者および契約締結に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

【契約締結権限者】 ※電子契約の署名者として登録されます。

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

### 【留意事項】

- ※この様式は、契約相手方として決定された際に、速やかに県の担当者まで電子メール等により提出してください。（押印は不要です。）
- ※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくて構いません。あくまで電子契約サービスにより、電子契約を締結する際の最終的な承認者を設定してください。
- ※フリーメールアドレスは不可とします。
- ※契約予定日までに電子契約が締結できない場合は紙による契約書の作成に移行します。

(様式第 1 号)

## 仕様書に対する質問・回答書

年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者  
(担当者 )  
(電話番号 )  
(FAX番号 )

公告番号	環保第3082号
業務名	令和8年度環境大気測定機保守管理業務
質問事項	
回答	

(様式第2号)

## 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書

年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職名  
氏 名  
F A X 番号  
発行責任者職名 氏名  
〃 連絡先  
担 当 者職名 氏名  
〃 連絡先

令和8年2月24日付けで公告のあった一般競争入札（条件付）に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、入札参加資格を満たしていること及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 公告番号 環保第3082号
- 2 業務名 令和8年度環境大気測定機保守管理業務
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 履行場所 岡山県環境大気測定局（25測定局）
- 5 添付書類
  - (1) 会社概要を示すパンフレット
  - (2) 環境大気常時監視技術者の認定登録証の写し（1人以上）
  - (3) 環境大気常時監視技術講習会の修了証書の写し（認定登録を受けていない保守管理従事者（予定）がいる場合）
  - (4) 保守管理従事者（予定）の環境大気測定機保守管理業務実績（全員分）
  - (5) 過去5年の環境大気測定機の保守管理契約実績
  - (6) 岡山県の産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し（岡山市内又は倉敷市内で積替え保管を行う場合は、管轄する市の許可証も添付すること。）
  - (7) 電子マニフェストシステムの加入証（加入区分：収集運搬業者）の写し
  - (8) その他必要な書類

注 上記（２）（３）の書類は合計２人以上添付すること。

6 落札決定した場合の手続き

現在の状況は、概ね次のとおりです。

(1) 電子契約サービスの利用希望

落札者決定通知後すみやかに、所定の様式にて電子契約サービスの利用を申し出る予定

( 有 ・ 無 )

(2) 過去２年間に上記１と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、岡山県、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と２回以上締結し、すべて誠実に履行した実績（契約書の写し等の提出を求めることがあります。）

( 有 ・ 無 )

※所在地、商号又は名称、代表者職名及び氏名には、契約を締結する権限を有している者について記入してください。

※FAX番号、発行責任者・担当者の職氏名及び連絡先も、漏れなく記入してください。（押印省略可）

(様式第3号)

# 委任状

私は、  
を代理人と定め、下記業務の入札に  
関する一切の権限を委任します。

## 記

業務名 令和8年度環境大気測定機保守管理業務

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

委任者 住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

受任者 住所

氏名

⑩

(記入上の注意)

# 委任状

私は、 ○ ○ ○ ○ を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。 代理人（受任者）の名前のみ

## 記

業務名

公告に記載している業務名

令和 年 月 日

委任状作成年月日

岡山県 ○ ○ ○ ○ 殿

公告をした県知事・県事務所長等

委任者

住所（所在地）

○○○○○○○○○○

商号又は名称

○○○○株式会社○○○支店

代表者職氏名

支店長 ○○○○○○○○

印

契約を締結する権限を有している者

資格申請で届け出た使用印

受任者

住所

○○○○○○○○○○

氏名

○○ ○○

受任者個人の住所・氏名

印

受任印

入札書に使用する印(受任者の個人印)



## 令和8年度環境大気測定機保守管理業務仕様書

## 1 業務名

令和8年度環境大気測定機保守管理業務

## 2 業務目的

大気汚染防止法に基づく環境大気の常時監視及び緊急時対応を適切かつ円滑に行うに当たり、精度ある測定データを確保維持するため、県下25測定局の測定機及び局舎の保守管理を専門的知識・技能・経験を有する専門業者に委託して行う。

## 3 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務範囲

委託業務は、環境大気自動測定機の保守点検（廃液等の収集運搬を含む。）、測定局舎の維持管理及び測定データの管理を対象とし、乾式測定機及びPM2.5自動測定機のメーカーによる1年点検（以下「一斉点検」という。）は対象範囲から除くものとする。

## 5 履行場所

業務を行う場所は、岡山県環境大気測定局25局で、測定局舎及び自動測定機の様子は環境大気測定局及び自動測定機一覧（別表1）のとおりとする。なお、自動測定機の更新、移設等で変更を生じた場合も当該業務の対象とする。

## （参考1）履行場所：市町名及び測定局数

岡山市1局、津山市1局、玉野市4局、笠岡市3局、井原市1局、総社市1局、高梁市1局、新見市1局、備前市4局、赤磐市1局、真庭市1局、美作市1局、浅口市2局、早島町2局、吉備中央町1局（以上15市町25局）

## （参考2）自動測定機設置状況

二酸化硫黄自動測定機	8台（うち湿式1台）
窒素酸化物自動測定機	16台
浮遊粒子状物質自動測定機	16台
PM2.5自動測定機	10台
光化学オキシダント自動測定機	19台
一酸化炭素自動測定機	2台
炭化水素自動測定機	5台
気象観測用機器（風向風速計）	23台
気象観測用機器（放射収支計、紫外放射計）	2台
合計	101台

## 6 業務内容

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等関係法令の規定及び公益社団法人日本環境技術協会発行「環境大気常時監視実務推進マニュアル第3版」に基づくほか、次のとおりとする。

### （1）保守管理回数

保守管理は、毎月2回（実施間隔が20日を超えない範囲。）定期的を実施するとともに、異常時には緊急的に実施する。ただし、岡山県センター局の気象観測用機器については、毎月1回の保守管理とする。

### （2）保守管理時間

ア 原則として、祝日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時までの間に実施する。ただし、光化学オキシダント注意報等の発令時期（4月から9月まで）においては土曜日、日曜日、祝日でも対応すること。また、PM2.5の注意喚起や大気汚染防止法に基づく緊急時の措置に重大な支障が生じる等の緊急に対応する必要がある場合は、これらの時間以外でも対応すること。

イ 4月から9月までの間におけるオキシダント測定機の保守管理は、可能な限り午前中に終了する。

ウ 止むを得ず作業時間が17時を過ぎる場合、又は、オキシダント濃度が高くなるおそれがある時間帯に自動測定機の保守管理作業を行う場合は、あらかじめ県に通報する。

### （3）自動測定機の定期保守

ア 環境大気測定機保守点検事項（別表2）に基づき実施する。

イ 保守管理に必要な消耗品（湿式測定機の吸収液、記録紙、ろ紙等）、標準ガス等は、受託者が調達又は調製する。

ウ 機器の洗浄水等、自動測定機で使用するすべての水は、JIS K 0557に記載されているA4の水とする。

エ 自動測定機に使用する消耗品は、各自動測定機の製造会社純正品を使用する。なお、やむを得ず純正同等品を使用する場合は、あらかじめ県と協議すること。

オ 保守管理作業に伴い発生する廃液等の産業廃棄物は、関係法令に従って保守管理業者が適正な処理を行う。なお、自動測定機の運転に伴い常時発生する廃液等は、県が排出者となるので、保守管理業者は収集運搬業者として、必要な許可を有し、電子マニフェストシステムを運用しなければならない。

カ 湿式自動測定機の1年点検（12月までに実施）と一酸化炭素自動測定機の1年点検は保守管理業者が実施し、必要な交換部品は受託者が調達する。乾式測定機及びPM2.5自動測定機の一斉点検は、別途メーカー等により実施する。

キ オキシダント自動測定機の動的校正は、各機器とも年2回実施すること。原則として1回目を4月に行い、2回目を10月～11月に実施する。一部の機器については、1回目を10月～11月に実施し、2回目を3月に実施する。

校正は「環境大気常時監視実務推進マニュアル第3版」に記載されたオゾンのトレーサビリティ体制に基づき実施する。（県が管理している自治体基準器（三次）を用いて、保守管理業者が保有する機器を校正し、その校正した機器により自動測定器の動的校正を行うこと。）

ク 浮遊粒子状物質自動測定機の空試験は、試料導入口に浮遊粒子状物質を十分に除去できるフィルターを装着し、24時間以上測定を行い、その結果を管理基準と比較し、県に報告すること。

ケ 自動測定機の異常を発見した場合は、県に通報するとともに必要な措置対応を行う。なお、委託業務の範囲で対応できない場合は、県の指示に従うこと。

また、自動測定機等の異常が長期に及ぶ場合は代替部品等により対応すること。

#### （4）自動測定機の緊急保守

測定データに異常値が発生した場合等、県から緊急の保守点検の指示があったときは、当該業務を優先的に対応し、県と連絡を密にして必要な措置対応を行う。なお、日頃から県のホームページ（<http://pref-okayamataiki.blue.coocan.jp/kanshi/mapg/index.html>）等により大気汚染状況を常に把握しながら、異常値の早期発見に努めること。

#### （5）測定局舎の定期保守

ア 空調設備（エアコンディショナー、換気扇等）を運転管理し、自動測定機の作動に支障を生じさせない室温（原則、5℃から30℃）に調節すること。なお、夏季は試料大気採取管（集合分配器から自動測定機まで試料大気を導入する管）等の通気部に結露を生じないように留意すること。

イ 試料採取口及び集合配管の破損・汚損状況の確認点検、吸引ブロアの稼働状況の確認点検、試料大気採取管の接続状況の確認点検を行うこと。また、年1回、試料採取口の清掃及び集合配管の清掃（水洗・乾燥）を行い、吸引用ブロアの吸引能力を確認すること（集合配管の清掃については代替品を1本提供するので順次行うこと）。なお、ブロアは2年に1回ベアリングの交換を行うこと。

ウ 試料大気採取管の点検、確認、清掃を行い、年2回（6か月毎）交換すること。

エ 電気、エアコンディショナー、換気扇等の電気設備を点検し、修理交換が必要な場合は、県に通報すること。なお、エアコンディショナーについては、月1回、室内機フィルターを清掃すること。

オ 屋根、雨樋、扉、鍵、床、天井、囲い等構造物の状況を目視で確認点検し、測定局舎内外の整理、整頓、清掃を実施すること。また、必要に応じ測定局舎（久世局を除く。）周辺の草刈りを実施すること。なお、発生したごみは適正に処理すること。

カ 野焼き、大型車の駐車等、環境大気測定に影響を及ぼすおそれのある測定局舎周辺の状況を確認記録すること。

#### （6）測定データの管理

ア 毎月、前月分の自動測定機の記録紙を回収し、記録紙の読取データと県

から提供される送信データを比較確認し、送信データの修正報告書を作成し、県に報告する。

イ 県が行う自動測定機異常の原因究明に関する調査等に協力する。

#### (7) 保守管理体制

ア 保守管理従事者は2名以上とし、うち1名を保守管理責任者とする。

イ 保守管理責任者は、公益社団法人日本環境技術協会による環境大気常時監視技術者の認定登録を受けている者であって、実務経験が5年以上とする。その他の保守管理従事者は、同認定登録を受けている者又は同協会の実施する環境大気常時監視技術講習会修了者であって、実務経験が1年以上とする。

ウ 県との緊急時通報が常にとれる体制を確保する。

#### (8) その他留意事項

ア 保守管理従事者は、業務に当たり身分証明書を携行すること。

イ 測定局舎入退出時は出入口の施錠状況を確認するとともに、局舎に備え付けの保守管理簿にも記入すること。また、業務を行った日ごとにその結果を県に連絡すること。

ウ 測定機に異常や故障があった場合は、測定機に貼付した故障修理履歴表（様式9）に記入すること。

エ 測定局舎によっては、保守管理車両の駐車に必要な手続を事前に行うこと。

オ 高所作業時（高さ2 m以上の場所）には、ヘルメットや墜落制止用器具等の着用による危険防止措置に努めること。

カ 関係法令を遵守し事故の発生防止に努め、万一、事故が発生した場合は、県との連携を密にし、保守管理業務の責任範囲で、迅速かつ適切な措置対応を行うこと。

キ 火災・停電・断水その他災害が発生した場合は、県との連携を密にして、関係者と連絡調整を図りながら、迅速かつ適切な措置を講ずること。

#### (9) 保守管理に関する報告

ア 契約締結後直ちに保守管理従事者を専任し、「環境大気測定機保守管理業務従事者選任（変更）報告書」（様式1）により報告すること。また、保守管理従事者に変更が生じた場合も同様式にて遅滞なく報告すること。

イ 毎月、翌月分の「環境大気測定機保守管理業務実施計画書」（様式2）を作成し、20日までに（4月分は契約後直ちに）県に提出すること。

ウ 毎月、保守管理状況を次のとおり取りまとめ、翌月の20日までに県に報告すること。（その月に発生していない業務は報告書不要）

(ア) 環境大気測定機保守管理業務実績報告書（様式3）

(イ) 一年点検報告書（二酸化硫黄自動測定機）（様式4）

(ウ) 一年点検報告書（一酸化炭素自動測定機）（様式4の2）

(エ) 光化学オキシダント自動測定機動的校正実施報告書（様式5）

(オ) 浮遊粒子状物質自動測定機空試験実施報告書（様式6）

(カ) 環境大気測定機異常対応報告書（様式7）

(キ) 環境大気帳票データ修正報告書（様式8）

令和8年度 岡山県測定機一覧表

測定局	SO <sub>2</sub> 計	SPM計	PM <sub>2.5</sub> 計	O <sub>x</sub> 計	NO <sub>x</sub> 計	CO計	HC計	WV/WD計	放射収支計	紫外放射計	所在地
00 県センター								MVS-350D 光進 2014/11	MF-11 英弘精機 2026/2	MS-212 英弘精機 2014/3	岡山市南区内尾739-1 (岡山県環境保健センター敷地内)
43 金光		DUB-357C DKK・TOA 2022/04		GUX-353B DKK・TOA 2026/03	APNA-3700R 堀場 2015/12			WS-BN6 ANEOS(小笠原) 2021/11			浅口市金光町古見新田751 (浅口市役所金光総合支所敷地内)
44 早島		DUB-357C DKK・TOA 2025/11	PM-712 紀本 2015/12	OA-781 紀本 2021/11	NA-721 紀本 2026/02			C-W175 小笠原 2013/02			都窪郡早島町前湯240 (早島町中央公民館敷地)
45 長津		PM-711 14C 紀本 2017/01	FPM-377C-2 DKK・TOA 2024/12		NA-721 紀本 2026/03		GHC-355B(S) DKK・TOA 2021/11	C-W175 小笠原 2013/02			都窪郡早島町大字早島3101-7 (長津交差点東)
51 向日比1	GFS-352B(S) DKK・TOA 2021/11				NA-721 紀本 2026/03			WS-BN6 ANEOS(日本エレクツリックインスルメント) 2022/02			玉野市向日比1丁目4-25 (第1向日比コミュニティハウス敷地)
53 渋川	GFS-352B DKK・TOA 2025/11	PM-711 14C 紀本 2017/01			NA-721 紀本 2018/12			C-W185 ANEOS 2023/10			玉野市渋川1-10-1 (渋川海水浴場駐車場北側)
54 宇野	GFS-352B(S) DKK・TOA 2021/11	PM-711 14C 紀本 2017/01	PM-712 紀本 2016/11	GUX-353B DKK・TOA 2018/11	NA-721 紀本 2026/02			C-W185 ANEOS 2024/02			玉野市宇野1-3055-6 (玉野郵便局東)
59 用吉				GUX-353B DKK・TOA 2026/03		APMA-3700R 堀場 2024/1	GHC-355B(S) DKK・TOA 2023/12	C-W185 ANEOS 2023/10			玉野市用吉1655-6 (秀天橋の橋桁)
61 伊部		DUB-357C DKK・TOA 2017/01			GLN-354D DKK・TOA 2019/10		AG-205 R.サイエンス 2011/02				備前市伊部1415-2 (伊部小学校敷地)
66 東片上	SA-731 紀本 2020/10	DUB-357C DKK・TOA 2017/01		APOA-3700R 堀場 2018/10	GLN-354D DKK・TOA 2019/10			WS-BN6他 小笠原 2019/10			備前市東片上705-2 (空き地の前)
67 三石	SA-731 紀本 2020/10	PM-711 紀本 2025/01	FPM-377C-2 DKK・TOA 2016/11	GUX-353B DKK・TOA 2025/02	APNA-3700R 堀場 2017/11			MVS-350B 光進 2015/02			備前市三石宿上393-3 (三石郵便局東隣)
69 熊山				GUX-353B DKK・TOA 2024/12	APNA-3700R 堀場 2017/11			C-W185 ANEOS 2023/10			赤磐市釣井209-1 (熊山アメニティ公園内)
70 津山	GRH-102 DKK 2015/02	PM-711 紀本 2026/02	FPM-377C-2 DKK・TOA 2015/09	OA-781 紀本 2021/11	NA-721 紀本 2020/11			C-W185 ANEOS 2023/10			津山市山北740 (津山市立東小学校敷地)
71 久世		DUB-357C DKK・TOA 2021/03		OA-781 紀本 2021/11	GLN-354D DKK・TOA 2024/12		AG-205 R.サイエンス 2011/02	N-800-RH 日本エレクツリックインスルメント 2010/01			真庭市久世町目木177-1 (久世ICの向い、田んぼの横)
75 日生		DUB-357C DKK・TOA 2021/03		GUX-353B DKK・TOA 2016/02				MVS-350D 光進 2019/03			備前市日生町寒河3961-1 (コミュニティハウス敷地)
79 寄島	GFS-352B DKK・TOA 2025/11			GUX-353B DKK・TOA 2018/11				WS-BN6他 ANEOS 2019/12			浅口市寄島町16089-3 (寄島小学校敷地)
80 大磯		DUB-357C DKK・TOA 2016/03		GUX-353B DKK・TOA 2019/10	GLN-354D DKK・TOA 2021/11	APMA-3700 堀場 2008/03	AG-205 R.サイエンス 2015/10				笠岡市大磯272-11 (大磯バス停留所前)
81 寺間	SA-731 紀本 2021/11	PM-711 紀本 2026/03			NA-721 紀本 2020/11			WS-BN6 ANEOS(小笠原) 2022/11			笠岡市神島寺間1553 (コミュニティハウス敷地)
82 茂平		DUB-357C DKK・TOA 2019/02	FPM-377C-2 DKK・TOA 2024/12	GUX-353B DKK・TOA 2025/02	GLN-354D DKK・TOA 2018/11			WS-BN6 ANEOS(小笠原) 2022/11			笠岡市茂平280 (コミュニティハウス敷地)
85 井原				GUX-353 DKK・TOA 2012/03				C-W175 小笠原 2011/03			井原市井原町1113 (井原小学校敷地)
90 高梁			PM-712 紀本 2018/12	GUX-353B DKK・TOA 2022/02				WS-BN6 ANEOS(小笠原) 2022/11			高梁市落合町近似286-1 (高梁地域事務所敷地)
91 美作				GUX-353B DKK・TOA 2022/02				C-W185 ANEOS 2023/10			美作市北山385-1 (美作保健センター敷地)(駐車場)
93 総社		PM-711 14C 紀本 2017/01	FPM-377C-2 DKK・TOA 2024/12	GUX-353B DKK・TOA 2018/11	NA-721 紀本 2018/12			C-W185 ANEOS 2024/02			総社市中央2-4-103 (市成公園敷地)
97 新見		PM-711 14C 紀本 2020/11	FPM-377C-2 DKK・TOA 2015/09	GUX-353B DKK・TOA 2022/02				WS-BN6他 ANEOS 2020/03			新見市金谷出原671 (新見市社会福祉協議会)
98 吉備高原			PM-712 紀本 2017/11	GUX-353B DKK・TOA 2024/12				WS-BN6他 ANEOS 2025/09			加賀郡吉備中央町竹部2164-61 (岡山市西消防署吉備中央出張所南)

別表2 環境大気測定機保守点検事項

対象	実施頻度	保守点検項目	交換部品
記録部共通 全測定機	月2回 (県センター局は月1回)	1 チャートのたぐれ・残量のチェック	
		2 記録計の稼働及び打点状況のチェック	
		3 インクの補給及び出具合の調整	レコーダーインク
		4 チャートの時間修正及び日付・局名・項目名の記入	
		5 データ内容の異常時チェック及び記入	
		6 チャートによるゼロ点のチェック	
		7 チャートとテレメータ出力結果のチェック	
		8 チャートの回収	
	月1回	1 チャートの交換	チャート
		2 記録計の注油	レコーダーオイル
1回/6月 ～年2回	1 インクパッドの交換	インクパッド	
	2 カセットリボンの交換	カセットリボン	
測定部共通 湿式SO <sub>2</sub> 計	月2回	1 サンプルチューブの折れ・汚れ及び外れのチェック	
		2 サンプル流量のチェック及び調整	
		3 吸収液の量及び色のチェック	注)
		4 フィルターの交換	テフロンフィルター
		5 タイマーの時間合わせ	
		6 ミストトラップの水抜き	
		7 ガラス部品の洗浄及びふき取り	注)
		8 各配管の接続部及び漏れのチェック	
		9 サンプリングポンプの異常音及び異常振動のチェック	
		10 テレメータ装置との時刻あわせ(確認)	
測定部共通 乾式SO <sub>2</sub> 計 乾式NO <sub>x</sub> 計 乾式O <sub>x</sub> 計 SPM計 CO計 HC計	月2回	1 サンプルチューブの折れ・汚れ及び外れのチェック	
		2 サンプル流量のチェック及び調整 (NO <sub>x</sub> 計はオゾン流量のチェックを含む。)	
		3 フィルターの交換	テフロンフィルター等
		4 ろ紙の交換	四フッ化エチレン樹脂等
		5 タイマーの時間合わせ	
		6 各配管の接続部及び漏れのチェック	
		7 サンプリングポンプの異常音及び異常振動のチェック	
		8 光源ランプの光量チェック	注)
		9 検出器の圧力及び温度チェック	注)
		10 ガスボンベ残圧及びガス漏れのチェック	注)
		11 自動ゼロ・スパン校正動作の確認	
		12 テレメータ装置との時刻あわせ(確認)	
湿式SO <sub>2</sub> 計 1台	月2回	1 吸収液の交換	注) 吸収液
		2 インピンジャーの純水洗浄	純水
	1回/3月	1 インピンジャーの交換	注) インピンジャー
		2 インピンジャー液量のチェック・調整	
	1回/6月	3 等価液によるゼロ・スパン校正	
		1 アンモニアスクラバーの交換	注) アンモニアスクラバー
		2 サンプリングチューブの交換	テフロンチューブ
	年1回	3 流量計の流量チェック・調整	
		1 流量計の清掃(交換)	流量計
		2 サンプリングポンプのダイヤフラム・弁シートの交換	ダイヤフラム、弁シート
3 バイパスフィルターの交換		注) グラスエレメント	
4 ピンチバルブチューブの交換		ピンチバルブチューブ	
乾式SO <sub>2</sub> 計 7台	月1回	5 内部配管の交換	配管チューブ
		6 送液ポンプダイヤフラムの交換(使用機種に限る。)	液ポンプダイヤフラム
		7 バックアップ電池の交換(必要に応じ)	注) バックアップ電池
	1回/3月	1 内部配管の汚れ・折れ・漏れ及び外れのチェック	
		2 サンプル流量及び各制御関連値データの設定範囲内の確認	注)
	1回/6月	3 自動校正及びゼロ・スパン係数のチェック	
		1 三方電磁弁の動作チェック	
2 校正ガスによる目盛校正			
1 サンプリングチューブの交換		テフロンチューブ	
乾式NO <sub>x</sub> 計 16台	月1回	2 標準ガスの交換	注) 標準ガス
		3 光源ランプの強度・ふらつきのチェック (リファレンス出力:100000cps以上, ふらつき:±10%以上)	注)
		4 ゼロガス精製器の触媒及びOリング等の交換	注) 触媒・Oリング等
		1 内部配管の汚れ・折れ・漏れ及び外れのチェック	
1回/3月	2 サンプル流量、検出器の圧力及び各部温度の設定範囲内の確認	注)	
	3 自動校正及びゼロ・スパン校正係数のチェック		
1回/6月	4 標準ガス発生器の乾燥剤のチェック(交換)	シリカゲル	
	1 電磁弁の動作チェック		
	1 サンプリングチューブの交換		
	2 標準ガスの交換	注) 標準ガス	
1回/6月	3 コンバータ効率(95%以上)の確認		
	4 オゾン処理器の触媒、ゼロガス精製器の交換 (機種によっては1回/3月)	触媒、ゼロガス精製器	

対象	実施頻度	保守点検項目	交換部品
SPM計 16台	月2回	1 集塵スポットの輪郭・間隔のチェック (注)	
	月1回	1 ろ紙の交換	ろ紙
		2 等価膜によるスパン校正	
		3 流量計の流量チェック・調整 (注)	
	1回/3月	1 分粒装置・線源部及び内部配管の清掃	
	1回/6月	1 サンプリングチューブの交換 (注)	ブレードホース
	年1回	1 サンプリングポンプのダイヤフラム・弁シート等の交換	ダイヤフラム、弁シート等
		2 内部配管の交換	配管チューブ
3 サンプリングチューブの交換 (注)		テトロンブレードホース	
4 空試験の実施		11月までに実施	
5 バイパスフィルター・セパレーターエレメントの交換 (注)		セパレーターエレメント	
PM2.5計 10台	月2回	1 集塵スポットの輪郭・間隔のチェック (注)	
	月1回 PM10及び PM2.5イン レット	1 装置内壁の清掃（分解清掃）	
	月1回	1 ろ紙の交換	ろ紙
		2 等価膜による感度確認	
		3 流量計の流量チェック・調整 (注)	
		4 分粒器の内壁の清掃 (汚れ具合によっては、1回/2月～3月)	
		5 記録媒体へのデータ取り込み(記録媒体は県から提供) (注)	
1回/3月	1 線源部及び内部配管の清掃		
年1回	1 空試験の実施（1年点検時に実施される場合は不要）		
乾式Ox計 19台	月1回	1 内部配管の汚れ・折れ・漏れ及び外れのチェック	
		2 流量計の汚れチェック（ガラス製に限る） (注)	
		3 ゼロ偏差値・スパン係数の設定範囲内の確認	
		4 検出器の圧力及び各部温度の設定範囲内の確認 (注)	
		5 光源ランプの光量の設定範囲内の確認 (注)	
	1回/3月	1 三方電磁弁の動作チェック (注)	
	1回/6月	1 サンプリングチューブの交換	テフロンチューブ
2 動的校正の実施（基準器の二次標準器との校正を含む）			
1回目は5月10日までに実施のこと 2回目は10月以降に実施のこと			
CO計 2台	1回/6月	1 サンプリングチューブの交換	テフロンチューブ
		2 標準ガスの交換 (注)	標準ガス
	年1回	1 サンプリングポンプのダイヤフラム・弁シート交換 (2組)	
		2 Oリングの交換	
		3 電磁弁の交換	
		4 ゼロガスの交換（必要時）	
	2年に1回 (奇数年度 に実施)	1 スクラバ（活性アルミナ）の交換	
2 保護フィルタの交換			
3 触媒管の交換			
HC計 5台	月2回	1 純水の補給	超純水
		2 水素ガス発生器のチェック (注)	
		3 LCD（液晶表示部）のチェック (注)	
	月1回	1 水素ガス発生器のシリカゲルの交換 (注)	シリカゲル
		2 クロマトパターンの確認	
		3 コンプレッサーのドレン抜き (注)	
	1回/3月	1 水素ガス発生器の純水タンクの洗浄 (注)	純水
		2 キャリアガスの交換 (注)	高純度窒素ガス
1回/6月	1 サンプリングチューブの交換	テフロンチューブ	
	2 水素ガスラインのガス漏れチェック (注)		
年1回	1 標準ガスの交換 (注)	混合標準ガス（メタン+プロパン）	
風向風速計 23台	月1回	1 目視による動作確認	
	1回/6月 ～年1回	1 カートリッジペン等の交換	カートリッジペン等
放射収支計 1台	月1回	1 ポリエチレンドームの交換	ポリエチレンドーム
		2 ポリエチレンドームが正常に膨らんでいるか等の確認	
紫外放射計 1台	月1回	1 乾燥剤監視窓からシリカゲルの色を確認	
		2 ピンクに変色している場合は、青いシリカゲルと交換	シリカゲル

注) 印の項目は、環境大気常時監視実務推進マニュアルの内容と一部異なる運用を岡山県で行うもの。

様式1

環境大気測定機保守管理業務従事者選任（変更）報告書

令和 年 月 日

岡山県環境保健センター所長 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名  
(担当者氏名 )  
(電話番号 )

令和8年4月1日付けで契約した「令和8年度環境大気測定機保守管理業務」における保守管理従事者を選任（変更）したので報告します。

記

1 所属

2 保守管理従事者

(1) 保守管理責任者

職氏名 緊急連絡先

(2) 上記(1)以外の保守管理従事者

職氏名 緊急連絡先

職氏名 緊急連絡先

職氏名 緊急連絡先

職氏名 緊急連絡先

3 変更年月日及び理由

(添付書類)

- ・環境大気常時監視技術者の認定登録証の写し
- ・環境大気常時監視技術講習会の修了証書（認定登録を受けている者については省略可）
- ・各保守管理従事者の環境大気測定機保守管理業務実績

(注意)

- ・保守管理従事者は兼任・臨時の者も含めて報告してください。
- ・保守管理従事者が4名を超える場合は、行を追加してください。

環境大気測定機保守管理業務実施計画書

令和 年 月分の業務実施計画は次のとおりです。

※測定局名を記載

日	曜	従事者名	従事者名	従事者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

注 列数は適宜調整すること。

環境大気測定機保守管理業務実績報告書

令和 年 月分の業務実績は下表及び別添「環境大気測定機保守管理結果表」とおりです。

測定局名	作業日		結果 異常の 有無	環境大気測定機の種別								
	1回目	2回目		SO2	NOx	SPM	PM2.5	OX	CO	HC	WV/ WD	NRTR, UV
金光					○	○		○			○	
早島					○	○	○	○			○	
長津					○	○	○			○	○	
向日比1				○	○						○	
渋川				○	○	○					○	
宇野				○	○	○	○	○			○	
用吉								○	○	○	○	
伊部					○	○				○		
東片上				○	○	○		○			○	
三石				○	○	○	○	○			○	
熊山					○			○			○	
津山				○	○	○	○	○			○	
久世					○	○		○		○	○	
日生						○		○			○	
寄島				○				○			○	
大磯					○	○		○	○	○		
寺間				○	○	○					○	
茂平					○	○	○	○			○	
井原								○			○	
高梁							○	○			○	
美作								○			○	
総社					○	○	○	○			○	
新見						○	○	○			○	
吉備高原							○	○			○	
県センター											○	○

注 作業日の列は適宜増やすこと。

環境大気測定機保守管理結果表

測定局名

項目	頻度	点 検 項 目	月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	1	1	2	2	3	3	
			日																									
(測定機種・記録部)	月2回																											
	月1回																											
	3か月1回																											
6か月1回																												
年1回																												
(測定機種・測定部)	月2回																											
	月1回																											
	3か月1回																											
6か月1回																												
年1回																												
備考																												

注 行数・列数等は適宜調整すること。

様式 4

<p style="text-align: center;"><b>◇一年点検報告書◇</b> (二酸化硫黄自動測定機)</p> <p>測定機 記録計</p>	<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>設置場所 ( ) 大気測定局</p> <p>実施日 令和 年 月 日</p> <p>作業担当者</p>
---	--

交換部品	洗浄及び清掃	調整及び点検
オリフィス	ガラス部品の洗浄	サンプル大気流量の調整
バイパスフィルタ	流量計の清掃	吸収液量の点検
サンプル大気配管	記録計の清掃	流量調整弁の点検
吸収液配管	フィルターケースの清掃	記録計の点検
ピンチバルブチューブ	測定機の清掃	伝送出力の点検
サンプルポンプダイヤフラム	流量調整装置の清掃	アンプ部の点検
サンプルポンプ弁		サンプル大気リークの点検
		測定動作の点検

点検データ

<p>サンプル大気流量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基準値 (L/min)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>測定機流量計指示値 (L/min)</td> <td></td> </tr> </table>	基準値 (L/min)		測定機流量計指示値 (L/min)		<p>伝送出力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 16.6%;">0.000V</td> <td style="width: 16.6%;">0.500V</td> <td style="width: 16.6%;">1.000V</td> </tr> <tr> <td>S02 (V)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録計指示 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		0.000V	0.500V	1.000V	S02 (V)				記録計指示 (%)			
基準値 (L/min)																	
測定機流量計指示値 (L/min)																	
	0.000V	0.500V	1.000V														
S02 (V)																	
記録計指示 (%)																	
<p>吸収液量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">吸収液量基準値 (mL)</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>吸収液量測定値 (mL)</td> <td></td> </tr> </table>		吸収液量基準値 (mL)		吸収液量測定値 (mL)													
吸収液量基準値 (mL)																	
吸収液量測定値 (mL)																	

特記事項

様式4の2

<p>◇一年点検報告書◇ (一酸化炭素自動測定機)</p> <p>測定機 記録計</p>	<p>No. _____</p> <p>設置場所 ( ) 大気測定局 実施日 令和 年 月 日 作業担当者</p>
--	---

交換部品	洗浄及び清掃	調整及び点検
0リング	記録計の清掃	記録計の点検
サンプルポンプダイヤフラム	フィルターケースの清掃	伝送出力の点検
サンプルポンプ弁	測定機の清掃	アンプ部の点検
電磁弁	電磁弁の清掃	サンプル大気リークの点検
スクラバ (活性アルミナ) / 2年		測定動作の点検
保護フィルタ / 2年		
触媒管 / 2年		

点検データ

<p>サンプル大気流量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">基準値 (mL/min)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>測定機流量計指示値 (mL/min)</td> <td></td> </tr> </table>	基準値 (mL/min)		測定機流量計指示値 (mL/min)		<p>伝送出力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 16.6%;">0.000V</td> <td style="width: 16.6%;">0.500V</td> <td style="width: 16.6%;">1.000V</td> </tr> <tr> <td>CO (V)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>記録計指示 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		0.000V	0.500V	1.000V	CO (V)				記録計指示 (%)			
基準値 (mL/min)																	
測定機流量計指示値 (mL/min)																	
	0.000V	0.500V	1.000V														
CO (V)																	
記録計指示 (%)																	

特記事項



様式6

令和 年 月 日

浮遊粒子状物質自動測定機空試験実施報告書

	測定局名	メーカー	型式	設置年月	製造番号	試験年月日	平均 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	最大 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	最小 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	高低差 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	標準偏差	評価
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												

添付書類 別紙1 浮遊粒子状物質自動測定機空試験結果 (一覧表)  
別紙2 浮遊粒子状物質自動測定機空試験結果 (個表)

様式6別紙1

浮遊粒子状物質自動測定機空試験結果（一覧表）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
測定局名																
メーカー																
型式																
設置年月																
線源交換																
開始																
終了																
評価日																
DATA 1																
DATA 2																
DATA 3																
DATA 4																
DATA 5																
DATA 6																
DATA 7																
DATA 8																
DATA 9																
DATA 10																
DATA 11																
DATA 12																
DATA 13																
DATA 14																
DATA 15																
DATA 16																
DATA 17																
DATA 18																
DATA 19																
DATA 20																
DATA 21																
DATA 22																
DATA 23																
DATA 24																
平均値																
最大値																
最小値																
高低差																
標準偏差																
評価結果																

【評価】 平均値が $\pm 10 \mu \text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ平均値 $\pm 1.96 \sigma$ が $\pm 20 \mu \text{g}/\text{m}^3$ 以下の場合に適合



様式7

環境大気測定機保守管理業務  
— 機器異常報告書 —

令和 年 月 日

点検者：

点検日	
業務名	
測定局名	
製品名	
異常内容	
原因	
対応内容	
欠測時間	
備考	



